

13. 事業リスタート支援資金

(1) 融資条件等

融資対象者	<p>県内で保証対象事業を行っている中小企業者又は組合で、以下のいずれかの計画（債権者全員の合意が成立したものに限り。）に従って事業再生を行うもの。</p> <p>①経営サポート会議（信用保証協会等を事務局とした金融機関等の関係者による事業者支援の枠組み）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 ②（独）中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ③特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法第2条第16項に規定）に従って作成された事業再生計画 ④（株）整理回収機構が策定支援した再生計画 ⑤（株）地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥（株）東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理ガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画で、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの ⑨（独）中小企業基盤整備機構が出資した投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑩産業競争力強化法に規定する認定支援機関（（株）東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p>
資金使途	策定した経営改善計画、再生計画の実行に必要な資金
融資限度額	設備資金・運転資金 2億8,000万円（別枠）
融資期間	分割返済：15年以内（うち据置5年以内） 一括返済：1年以内
融資利率	特別利率G（10年以内 年1.80% 10年超 年2.20%）
保証料率	年0.15% ※国の補助込みの率。補助条件については「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度要綱（令和3年3月11日付中小企業庁制定による）（原則責任共有対象。但し、責任共有対象外資金を残高以内で本資金へ借換える場合は、引き続き責任共有対象外を維持。令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間（当該期間を延長した場合は延長した期間を含む。）に信用保証協会が保証申込を受け、かつ貸付実行されたSN保証5号による既往借入金を本資金で借換える場合は、責任共有対象外となる。）
返済方法	原則として毎月均等返済
担保等	保証人については、原則として法人代表者を除いて徴求しないこととする。（経営者保証免除対応の利用可）担保については、必要に応じて徴求する。
申込み窓口	指定金融機関
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、伊予銀行、福岡銀行、北九州銀行、横浜幸銀信用組合
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・融資利用者は経営改善・事業再生計画の実施状況を金融機関へ報告が必要（四半期毎） ・金融機関は経営支援の実施状況を含め信用保証協会へ報告が必要（年1回）

(2) 融資の流れ

